

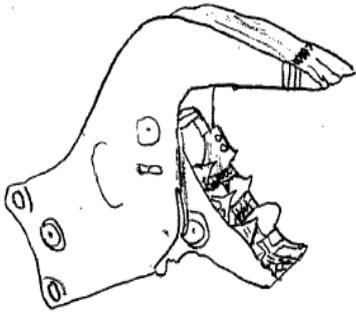
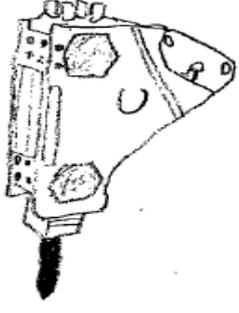
# 解体工事のガイドライン

～近隣住民の快適な生活を守るために～

解体工事等を行うと大きな音や振動が出ます。大きな音や振動は周辺住民の方々にとって、生活環境を著しく損ねる原因となります。騒音や振動あるいは粉じんにより、短期間であっても苦痛を強いることになってしまいます。

ガイドラインにそって極力、丁寧慎重に工事を行い、特定建設作業及び指定建設作業に関わらず、周辺住民の迷惑とならないように努めてください。

## 特に騒音の発生が著しい、アタッチメント

		
小割圧砕機	大割圧砕機	油圧ブレーカ

### 1. 工事前の事前周知

解体工事を行おうとする者は、近隣住民に工事に係る計画の周知を図るために、木造建築物の場合にあっては、工事の 7 日前に、木造建築以外の場合には 15 日前に標識(立て看板)を設置して下さい。

また、木造建築の場合は工事開始の 7 日前に、木造建築物以外の場合にあっては、工事開始の 15 日前の、できるだけ早い時期に隣接関係住民に対し工事に係る計画の内容について説明会(だれでもわかる方法で)の開催または個別訪問による説明の実施をして下さい。周知範囲は、建物の高さの 2 倍 及び傾斜地に関しては、直線距離で見える 30 m の範囲です。(音が直接、届くため)

建築物	木造	木造以外
標識の設置 (工事開始前)	7 日前	15 日前
事前説明 (工事開始前)	7 日前	15 日前の できるだけ早い時期

## 立て看板に示す内容

- ・工事についての説明（工事内容）
- ・工事期間と全工程表
- ・週間工程表と内容説明
- ・使用する機械
- ・工事責任者、作業主任者の苦情の連絡先など住民に情報をできる限り示す。

看板を表示する解体工事の規模については環境保全課にお問い合わせください。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ				
石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、 当現場では石綿を使用しておりません。				
調査方法 (調査年月日)		作業 期間	平成 平成	年 月 日~ 年 月 日
平成 年 月 日(表示日)				
施工業者名:				
現場責任者氏名:				

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（特定粉じん関係）

建設リサイクル法の規定（80 m<sup>2</sup>以上の建物等におけるアスベストの有無の事前調査）、石綿予防規則第3条の規定により確認していただいた結果を、「建築物の解体等の作業に関するお知らせ」（看板。上の画像参照）等で公表してください。

看板等の掲示は、必ず近隣住民から見えやすい場所に行ってください。

届出については、アスベスト含有建築物の解体等工事の届出をご覧ください。

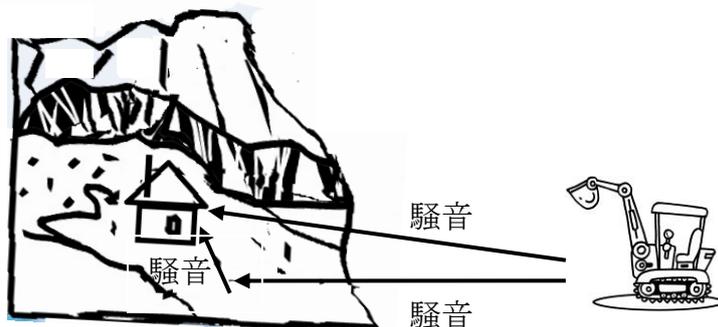
※アスベストがない場合にも地域住民のみなさまのために、看板の掲示をお願いします。

### 2. 説明事項

解体工事を行おうとする発注者は下記の事項について、近隣住民に対して説明してください。

- (1) 工期、作業時間、工期ごとの作業内容、解体方法
- (2) 安全対策及び騒音・振動・粉じん等の公害防止対策
- (3) 作業範囲、建築資材の搬出経路および工事車両の通行経路
- (4) 石綿の使用の有無と、使用されている場合の作業方法等
- (5) その他解体工事により周辺的生活環境に及ぼす著しい影響及びその対策

※注意 日野市は傾斜地が多いため、音の特性で騒音が大きくなることがあります。また、高台では、音が障害物に当らず直接届くため、さらに大きくなります。特性を考えた公害防止対策をお願いします。



騒音伝搬のイメージ図

### 3. 業者の遵守事項

解体を行う業者は下記の事項について、遵守して下さい。

- (1) 建設機械は、低騒音かつ低振動型のものを使用する。
- (2) 粉じん対策として散水の徹底を図る。
- (3) 建築物等の周辺には、仮囲い、養生シート等を設置する。
- (4) 建築物等の敷地境界で規制基準（法85デシベル・条例80デシベル）を超える騒音が発生することが予想される場合は防音措置の設置を講ずる。また、超えないと思われるときも、住宅が隣接している場合は同様とする。
- (5) 機械を本来の目的以外に使用せず、アタッチメントを使用してのコンクリートの破片の戸割り及びバケットによるふるいは、可能な限り控えてください。
- (6) 解体工事等の現場には責任者を置き、安全管理を徹底する。
- (7) 解体工事等のための車両の出入り時には、通行人の安全確保のため、誘導を行う。
- (8) 重機の不必要な暖機運転をせず、アイドリング・ストップを励行する。
- (9) 解体工事を行った建築物等に人体又は環境に有害とされる物質がある場合は、法令等の定めるところにより適正に処理する。
- (10) 工事現場には事業者名及び連絡先の表示を工事期間中表示する。
- (11) 解体工事等は日曜日及び祝日を休業とし、1週間を超える期間の工事となる場合、土曜日について騒音及び振動が低減できるような工程管理を行う。
- (12) 建築物等の状況からねずみ等の生息のおそれが強いと推察される場合は、発生状況の調査及び必要に応じてねずみ等の駆除を行う。
- (13) 説明会は工程の変更、トラブルの発生等必要に応じてその都度実施する。

### 4. その他

建設作業における騒音又は振動防止の方法（チェックシート）に必要事項を記載して、掲示したのち作業に係る措置と工事現場に係る措置を適正に行い、公害発生防止に努めてください。

日野市 環境共生部 環境保全課 保全係  
TEL 042-585-1111 内線 3511  
FAX 042-583-4483